

I. 事実の概要

Xは、2名と共謀の上、平成22年3月6日午前3時40分ころ、普通乗用車後部のトランク内にAを押し込み、トランクカバーを閉めて脱出不能にし同車を発進走行させた後、呼び出した知人らと合流するため、O県K市内の路上で停車した。その停車した地点は、車道の幅員が約7.5mの片側1車線のほぼ直線の見通しのよい道路上であった。

上記車両が停車して数分後の同日午前3時50分ころ、後方から普通乗用車が走行してきたが、その運転手は前方不注意のために停車中の上記車両に至近距離に至るまで気づかず、同車のほぼ真後ろから時速約60kmでその後部に追突した。これによって、同車後部のトランクはその中央部がへこみ、トランク内に押し込まれていたAは、第2・第3頸椎損傷の傷害を負って、間もなく同傷害により死亡した。

II. 問題の所在

1. Xの基本犯たる監禁行為とAの死亡という結果の間に因果関係が認められるのかについて、どのような基準によって判断するかが問題となる。
2. 本件においてXの監禁という基本犯たる行為から死亡という重い結果が生じているが、結果的加重犯の成立には因果関係の他に重い結果について過失が必要か否か問題となる。

III. 学説の状況

1. 因果関係の判断基準について

A説：条件説¹

その行為がなかったならばその結果は発生しなかったであろうという条件関係が存在する限り、刑法上の因果関係を認める。

B説：原因説²

結果に対する諸条件のうちから何らかの標準を設けて原因と結果を区別し、その原因と結果との間に因果関係を認める。

C説：客観的帰属説³

条件関係があることを前提として、行為者の行為が行為の客体に危険を創出し、その危険が具体的な結果に実現した場合にのみ惹起された結果は行為に帰属される。

D説：中断論⁴

因果関係の進行中に自由かつ故意に基づく第三者の行為または自然力が介入した場合因果関係が中断される。

E説：相当因果関係説⁵

¹ 牧野英一『刑法総論・上巻〔初版〕』（有斐閣,1958年）280頁。

² 大谷實『刑法講義総論〔新版第3版〕』（成文堂,2009年）215頁参照。

³ 山口厚『刑法総論〔第2版〕』（有斐閣,2007年）60頁。

山中敬一『刑法総論〔第2版〕』（成文堂,2007年）279頁。

⁴ 前田雅英『刑法総論講義〔第4版〕』（東京大学出版会,2006年）174頁参照頁。

⁵ 大谷・前掲217～220頁。

刑法上の因果関係を認めるためには、単に行為と結果との条件関係が認められるだけでは足りず、その条件関係の存在を前提として、結果に対する諸条件のうち、社会生活上の経験に照らして、その行為からその結果の生ずることが相当であると認められることが必要であるとする説。

E-1 説：主観説

行為者が行為の当時に認識していた事情、および予見しえた事情を相当性の有無を判断する基礎にする説。

E-2 説：客観説

裁判の時点に立って、行為当時に客観的に存在したすべての事情および行為後に生じた事情のうち一般人にとって予見可能であった事情を判断の基礎とする説。

E-3 説：折衷説

行為の時点に立って、一般人が認識しまたは予見することができたであろう一般的事情および行為者が特に認識し、または予見していた特別の事情を判断の基礎とする説。

2. 結果的加重犯の重い結果における過失の要不要について

甲説：過失必要説⁶

重い結果につき因果関係のみならず過失も必要である。

乙説：過失不用説⁷

重い結果につき因果関係があれば足りる。

IV. 判例

1. 因果関係の判断基準について

最高裁平成 15 年 7 月 16 日第二小法廷決定

<事実の概要>

被告人 X ら 4 名は、深夜の公園およびマンションで被害者 Y に長時間に渡り暴行を加えた。その後、Y は隙を見て逃走したが、X らの追跡を免れるために、約 10 分後、マンションから約 763m ないし約 810m 離れた高速道路に進入し、そこで Y は車に轢かれて死亡した。

<判旨>

X の行為と Y の死との因果関係について判例は、「被害者が高速道路に侵入して死亡したのは、被告人らの暴行に起因するものと評価することができるから、被告人らの暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定した原判決は、正当として是認することができる。」として、その存在を肯定した。

2. 過失の要否について

最高裁昭和 32 年 2 月 26 日第三小法廷決定

<事実の概要>

被告人 X は、夫婦喧嘩の末、妻である Y を仰向けに引き倒して馬乗りとなり両手でその頸部を圧迫する等の暴行を加え、因って特異体質である Y をショック死に至らしめた。

<判旨>

「傷害罪の成立には暴行と死亡との間に因果関係の存在を必要とするが、致死の結果についての予見を必要としないことは、当裁判所の判例とするところであるから、原判示のような因果関係の存する以上、被告人において致死の結

⁶ 大谷・前掲 211 頁。

⁷ 裁判所職員総合研修所『刑法総論講義案(三訂補訂版)』(司法協会,2007 年)50 頁。

果を予め認識することの可能性ある場合でなくても被告人の判示所為が傷害致死罪を構成することはいうまでもない。」

V. 学説の検討

1. 因果関係の判断基準について

(1) 犯罪の成立に因果関係が要求されている趣旨は社会通念上偶然に発生したとみられる結果を刑法的評価から除外し犯罪の成立ないし処罰の適正を図ることにある。そうであるならば帰責の範囲が無限に拡大する A 説(条件説)のみで因果関係を判断することはできない。よって条件関係が存在することを前提に帰責範囲を限定する必要がある。

(2) この点において、B 説(原因説)は諸条件の中から原因を区別し 1 個の条件のみを摘出してこれを原因とすることは實際上不可能であることからとりえない。⁸

(3) また、因果関係は本来存在するかしないかのいずれかであり、いったん存在した因果関係が進行途中で中断すると解するのは論理的に不可能である。よって D 説(中断論)もとりえない。⁹

(4) ア E-1 説(主観説)は、行為者が認識予見しえなかった事情については、一般人が認識予見しえた場合でも判断の基礎とすることができない。だとすると、因果関係が否定されることとなり、経験則上偶然的結果でないものまでも排除してしまう点で判断の基礎として狭すぎる。よって、E-1 説は採用することはできない。

イ これに対し E-2 説(客観説)は、因果関係を客観的に判断しようとする点においては評価できるといえる。しかし、行為時の事情に関して、社会通念上偶然的結果というべきものについても広く因果関係を認めることになり、相当因果関係説の趣旨に反することになる。

また、E-2 説は元来裁判時における事後予測を建前とするのだから、行為後に発生した事情についても判断の基礎とすべきであり、これを一般的な予見可能性を基準として限定しようするのは理論的に一貫しない。したがって、E-2 説も妥当ではない。

ウ たしかに因果関係は行為者にとって偶発的なものを帰責の範囲から除外するために必要なものであり、また、構成要件は責任類型として責任非難の前提になるものだから、行為時に行為者が認識していた特別の事情を判断の基礎としても良いように思える。

しかし、全く同じ状況で同じ行為をしたのにもかかわらず、行為者がある事実を特に認識していたか否かによって因果関係の結論が左右されるというのは、通常の「因果関係概念」から離れすぎている。

また、行為の危険性を、いかなる事情を基礎として判断することに問題があり、行為の危険性の実現と、因果経過の経験的通常性との関係が不明瞭であるともいえる。したがって、E-3 説(折衷説)も採用すべきではない。¹⁰

(5) 思うに因果関係は結果の実行行為への客観的帰責の問題である。そうであるならば行為が結果発生の危険を増加させたとき客観的帰責が認められるとして因果関係を肯定すべきであり、具体的には①行為者の行為の危険性②介在事情の異常性③介在事情の結果への寄与度を総合考慮して判断すべきである。したがって C 説(客観的帰属説)が妥当であると思われる。¹¹

よって検察側は C 説を採用する。

⁸ 前田・前掲 175 頁。

⁹ 大谷・前掲 215 頁。

¹⁰ 前田・前掲 176 頁。

曾根威彦『刑法総論〔新版〕』(弘文堂,1994年)78頁。

山口・前掲 58・59 頁。

¹¹ 前田・前掲 185 頁。

2. 結果的加重犯の重い結果における過失の要不要について

(1) まず、甲説(過失必要説)について検討する。

X説は重い結果につき因果関係のみならず過失も必要とするが、この説によると特異体質等の一般人が認識・予見する事が出来なかった事情により発生した重い結果を帰責出来ないため、処罰範囲が狭まり妥当でない。

よって、甲説は採り得ない。

(2) 思うに、結果的加重犯は、その基本行為自体がその性質上重い結果を発生させる高度の危険性を内包しているから、重い結果が生じた場合には行為者に過失があるのが通常であるので、あえて過失を要求する必要性はない。仮に過失が無くとも法律が結果を予見すべき義務を課しているとみることが出来る。

よって、検察側は乙説(過失不要説)を採用する。

VI. 本問の検討

1. Xが普通乗用車後部のトランク内にAを押し込み監禁し、その後同車に乗用車が追突したことによりAが傷害を負い、よって死亡したことにつきXには逮捕監禁致死罪(221条)が成立しないか。

2. まず、XはAをトランク内に押し込み脱出不能にしており、逮捕監禁罪の実行行為がある。そしてその後Aは乗用車に追突された際の衝撃でトランクがへこんだことにより頸椎損傷の傷害を負い、死亡という結果が発生している。

3. そしてXの実行行為とAの死亡という結果の間に因果関係が認められるかが問題となる。この点本問のような結果的加重犯においては、基本犯たる行為と結果との間に因果関係の他に過失まで必要とされるのかがまず問題となるが、検察側は乙説をとることから因果関係が認められれば結果的加重犯は成立すると解する。

4. では、結果的加重犯の成立には因果関係が認められることが必要であるとして、Xの実行行為に結果を帰属することができるか、その相当性の判断が問題となる。

(1) この点についてはC説をとることから①行為者の行為の危険性②介在事情の異常性の大小③介在事情の結果への寄与度の3つの要素を総合考慮してその相当性の判断をすべきであると解する。

では本問において、Xの基本犯たる監禁行為にAの死亡という結果を帰属することができるのであろうか、以下検討する。

(2) まず、本問においてAは乗用車が後方から追突してきたことによりトランクの中央部がへこみ、第二・第三頸椎を損傷したことによって死亡したのであり、乗用車の追突という介在事情の結果への寄与度は大きいといえる。

しかし、かかる追突事故が起きたのは午前3時50分ごろと深夜のかなり暗い時間帯であり、いくら普段見通しのよい道路であっても、このような状況においてかかる追突事故は日常的に起こりうる交通事故の中でも決して珍しくはない態様の事故であるからその異常性は小さい。

さらにAが閉じ込められていたのは、追突事故などに対して人を防護することを想定した構造の車内座席とは異なる、トランクという安全性の低い危険なスペースであり、そのような場所へAを押し込み脱出不能にしたXの監禁行為は危険性が高い。

(3) そして、以上3つの要素を総合考慮すると、Xの基本犯たる監禁行為にAの死亡という結果を帰属することは相当であるといえ、因果関係が認められる。

また、XにはAを監禁することにつき故意が認められる。

5. よってXの行為に逮捕監禁致死罪が成立する。

VII. 結論

Xの行為に逮捕監禁致死罪(211条)が成立し、Xはその罪責を負う。

以上